

豊川市体育協会表彰規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、豊川市体育協会（以下「協会という。」）の運営若しくは事業の遂行に貢献した者、又は本市のスポーツの発展に寄与した者を表彰するため、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、協会会長（以下「会長」という。）が次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 体育功労者

次のいずれかに該当する者を表彰する。ただし、過去に表彰した者を再度表彰しようとするときは、前回の表彰から10年を経過していなければならない。

ア 協会加盟団体の会長、副会長、理事長、副理事長、専務理事及び常任理事その他これに相当する役員として10年以上であり、かつ、年齢が40才以上の者。

イ 協会加盟団体においてスポーツ振興に特に功労のあった者。

(2) 特別優秀選手、監督等及び優秀チーム

ア 公認の日本記録を樹立した者。

イ 国民体育大会、日本選手権大会及びこれに準ずる大会若しくは国際競技大会において優勝した者。

ウ 前ア、イに規定する特別優秀選手の育成に直接功労のあった監督及び10年以上それらの育成に尽力した者。

(3) 優秀選手、監督等及び優秀チーム

ア 公的機関が主催又は共催する大会において、特に顕著な成績をあげた者。

(ア) 市の代表として県大会に出場し優勝した者。

(イ) 市又は県の代表として東海大会、中部大会等に出場し入賞した者。

(ウ) 県又は東海地区の代表として全国大会（最上位の西日本、東日本大会も含む）に出場した者。

(エ) 県大会以上の大会で新記録を樹立した者。

イ 豊川市内の小学、中学、高校に在籍する児童生徒で、県又は東海地区の代表として全国大会に出場した者。ただし、小中学校体育連盟主催の大会を除く。

ウ 前ア、イに規定する優秀選手の育成に直接功労のあった監督及び10

年以上それらの育成に尽力した者。

(4) 特別功労者

ア 協会の会長

イ 協会の役員として会の発展に寄与した者。

ウ 多年にわたりスポーツの振興又は選手育成のために顕著な功績のあった者。

(表彰の推薦)

第3条 推薦は、協会加盟団体の会長又は学校長からの表彰候補者推薦書(別記様式)を提出して行う。

2 学校長が第2条第(2)号、第(3)号イ及びウに定める選手及び選手育成功労者を推薦する場合は、関係競技団体の長と協議して推薦するものとする。

(表彰の決定)

第4条 表彰者は、推薦書に基づき、理事会において決定する。ただし、急施を要する場合は、会長において決定し、次回の理事会に報告するものとする。

(表彰の時期)

第5条 表彰の時期は、理事会で決定する。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、賞状を授与し、記念品を贈呈する。前条各号に二以上該当する場合、記念品はいずれかの一のみを贈呈する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和38年 1月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成 3年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 6年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年 1月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年 2月 5日から施行する。